

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 8 月 3 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員  
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 22 年 8 月 3 日 (火) 午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第 18 号議案 小学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択について

4 その他

[開会時刻：午前10時09分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それではただいまから、教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、報道機関から撮影許可と録音の申し出がされております。撮影については、会議開始前のみ撮影を認めることとし、録音について認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、会議開始前のみ撮影を認め、録音は認めることとします。それでは報道機関の方は撮影をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは会議を始めます。

まず始めに会議録の承認ですが、前回、平成22年7月13日定例会の会議録署名者は、中里委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い教育長から一般報告をお願いいたします。

山田教育長

### 【教育長一般報告】

#### 1 市会関係

○7/23 こども青少年・教育委員会

それでは一般報告を申し上げます。まず市会のご関係でございますが、7月23日、常任委員会であるこども青少年・教育委員会が開催をされまして、局事業について説明を行い、その質疑が行われました。内容は、はまっこ学習ドリル、子供の貧困の問題等々、多岐にわたる問題がございました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 7/22 全国小学校体育科研究集会・横浜大会
- 7/28 横浜市コンプライアンス外部評価委員会
- 7/28 入学者選抜制度検討協議会

市教委のご関係でございますが、まず主な会議といたしまして、7月22日に全国小学校体育科研究集会横浜大会が、この横浜の地で開催されました。

それから7月28日ですが、横浜市コンプライアンス外部評価委員会ということで、外部の有識者の方3名を交えて、外部評価委員会が開催されました。

同じく7月28日でございますが、神奈川県主催で高校入学者の選抜制度の検討協議会の第1回の協議会が開催されました。高校入学の制度設計について今後協議

を行っていくということで、協議が始まったところでございます。

その他でございますけれども、実は横浜市立の南高校でございますが、平成 24 年度から中高一貫教育校ということで新たに開校いたしますけれども、それへ向けての小学校 4 年生・5 年生、あるいは保護者の方を対象といたしまして、7 月の 24 日を皮切りに説明会を開催いたしているところでございます。8 月、9 月、10 月とこれから開催を行ってまいります。場所はその南高校だけではなくて、それぞれの各地区の公会堂その他を使って開催をしてまいります。この説明会に対する参加者の応募といえますか、非常に高いものがございまして、およそ 9000 人弱の方が希望されてございます。したがって、当初の予定を大幅に回数を増やしまして、10 月にかけて開催していく予定でございます。

以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、ご質問等がなければ、議事日程に従い審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。

高橋総務課長

はい。ご報告申し上げます。7 月 28 日、「歴史教科書問題を考える青葉区の会」から、「2010 年度の教科書採択についてのお願い」が提出されました。この要望につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。

7 月 28 日、「港南区教育を語る会」から、「横浜総合高校の総合学科にふさわしい十分な施設設備等の条件整備を行い、生徒の学習環境を整えることを求める要望書」が提出されました。

7 月 28 日、「横浜教科書採択連絡会」から、「2010 年度の教科書採択についての要望書」が提出されました。

また 7 月 30 日、「子どもと教科書・旭区民ネットワーク」から「2010 年度の教科書採択についての要望書」が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りいたします。

次回の教育委員会臨時会でございますが、8 月 24 日火曜日の午前 10 時からの開催の予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は 8 月 24 日火曜日の午前 10 時からの開催予定とすることとします。

それでは審議に移ります。教育委員会第 18 号議案「小学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択」について審議します。

なお、教科書の採択にかかる審議資料につきましては、一部の参考資料を除き、従来同様、採択終了後に公表することといたします。

それでは第 18 号議案全体にかかる説明をお願いいたします。

漆間指導部長

指導部長の漆間でございます。よろしくお願ひいたします。「小学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択」につきまして、指導主事室長よりご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

指導主事室長の齊藤でございます。教委第18号議案「小学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択」についてご説明いたします。

これは、横浜市立学校使用教科書の取扱いについて、学識経験者、学校長、副校長及び保護者等で構成されました横浜市教科書取扱審議会から答申が提示されましたので、それを受けて本委員会では平成23年から26年度に使用する小学校用教科書、平成23年度に使用する高等学校並びに特別支援学校及び小・中学校個別支援学級の教科書について採択を行います。

それではまず、お手元の資料についてのご説明を申し上げます。青色のファイルをごらんください。まずカラーインデックス1番をお開けいただけますと、教委第18号議案がございます。その4ページ目から、さる5月11日に決定いたしました「平成22年度横浜市教科書採択の基本方針」がございます。また8ページからは「平成22年度教科書採択の手順」、またおめくりいただきまして10ページ以降は各教科種目の「教科書採択の観点」でございます。なお、ここまでの資料につきましては、本日傍聴されている方々にも参考資料としてお配りをさせていただいております。

次に、インデックス2番は文部科学省からの「平成23年度使用教科書の採択事務処理について」の通知、インデックス3番、こちらは教科書取扱審議会からの「横浜市立学校の教科書取扱いについて」の答申でございます。

続きましてインデックス4番、5番、6番、これらにつきましては答申関係の資料、またインデックス7番、8番、9番、こちらにつきましては採択に関する資料となっております。

なお、これらの資料の中で答申と採択に関する資料につきましては、本日採択終了まで非公開となっております。

それでは次に、答申に至るまでの教科書取扱審議会の審議状況及びその後の経緯についてご説明をいたします。資料インデックス番号3番、「横浜市立学校の教科書取扱いについて（答申）」をご参照ください。教育委員会では横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置された「横浜市教科書取扱審議会」に対し、平成22年5月27日に「横浜市教科書採択の基本方針」に基づいて必要な事項の調査・審議を審議会に諮問いたしました。

審議会では、「1 答申内容（1）」にありますように、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の専門的かつ綿密な調査研究を行うため、教科書調査員、これを任命し、「教科書調査報告書」を作成いたしました。

また高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、学校ごとの教科・科目の開設状況や児童、生徒の個々の学習実態が異なることから、各学校長に意見報告書を依頼し、「教科用図書意見報告書」を作成いたしました。そして、「教科書調査員報告書」、「教科用図書意見報告書」、文部科学省作成の「教科書編集趣意書」及び教科書見本本に基づいて、4回の審議会でも慎重に研究・審議を行ってまいりました。

続きまして、「1 答申内容（2）」小学校用教科書につきましても、教科書調査員を任命し、「教科書調査員報告書」を作成いたしました。また、学習指導に関する専門的事項に従事する指導主事が、各学校への学校訪問、全国学力・学習状況調査及び横浜市学習状況調査の結果の分析を通して、児童の学習実態について総合的に調査を行い、「横浜市の児童の学習実態調査報告書」を作成いたしました。

そして「教科書調査員報告書」、「横浜市の児童の学習実態調査報告書」、文部科学省作成の「教科書編集趣意書」、教科書見本本及び神奈川県教育委員会作成の「教科用図書調査研究の結果」、これらに基づいて同じく4回の審議会の中で慎重に研

究・審議を行ってまいりました。

そのような中で7月12日開催の審議会において答申を決定した後、翌日7月13日には教育長へ答申を手交、同日教育委員会に提出をいたしました。それ以降、本日まで各教育委員におかれましては、関係法令、「学習指導要領」、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、「教科書編集趣意書」、「教科書見本」本等に基づいた教科書調査、教科書調査担当指導主事からの答申内容についての説明などを受け、教科書研究を十分に進めていただいております。

以上でございます。

今田委員長

それでは、各校種ごとの審議に入りたいと思います。今説明がありましたように、それぞれ研究を行ってきたところでございますけれども、それでは、まず始めに高校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の審議を行います。ご提案をお願いいたします。

齊藤指導主事  
室長

まず高等学校用についてでございます。資料のインデックス4番「平成23年度使用 高等学校用教科書答申」をご覧ください。表紙を1枚おめくりいただきますと「答申理由」が記載されております。

答申理由は、「本市の各高等学校では、教科・科目の開設状況が各学校によって大きく異なっているため、「横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、生徒の学習状況や教育課程の実態に即して最も適切である教科書について、一般図書も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。審議会では、各高等学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されているすべての教科書について調査・研究した「調査員報告書」とあわせて、慎重に審議し、その結果、生徒の学習状況や興味・関心、及び進路希望を踏まえ、かつ、各高校の各教科・科目の年間指導計画に従い、教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成23年度に使用する教科書として答申する」このような主旨の内容となっております。

続いて2枚おめくりいただきますと、答申する教科書が別紙一覧となっております。そこには、表組みで左側から、学校名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、各高校における、教科・科目のねらいと教科書の特徴が記載されております。高等学校用教科書の答申については以上でございます。

次に、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用についてでございます。

資料のインデックス5番「平成23年度使用 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申」についてです。表紙を1枚おめくりいただくと「答申理由」が記載されております。

答申理由は、

「特別支援学校及び個別支援学級設置の小学校・中学校では児童生徒の障害の状況が学校によって大きく異なっているため、『横浜市教科書採択の基本方針』に基づき、各学校の教育課程や児童生徒一人ひとりの個別の教育支援計画に即して最も適切な教科書について各学校長に対して意見を求めた。本審議会では各学校長より提出された『教科用図書意見報告書』を尊重しつつ、その内容を『教科書調査員報告書』と合わせて慎重に審議をし、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校が、その教育課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等をふまえ、なおかつ、各児童生徒の個別の教育支援計画に従い、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申する」。このような主旨の内容となっております。

それでは1枚おめくりください。答申する教科書が別紙一覧となっており、そこには、「Ⅰ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から、文部科学省著作教科書・検定済教科書・一般図書・拡大教科書・点字教科書、これらについて、発行者番号・略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されております。以下2ページには「中学部」、さらにおめくりいただきまして6ページには「高等部」が記載されております。

さらにおめくりいただきまして14ページ、こちらには「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」の「小学部」から順に「中学部」「高等部」と続きます。さらにおめくりいただきまして18ページ、こちらには「Ⅲ 特別支援学校の知的障害」、21ページには「肢体不自由」、さらに23ページには「病弱」の記載がございます。

25ページから29ページには、「Ⅵ 個別支援学級」の記載がございます。1枚おめくりいただきまして、次のページには「一般図書一覧」があり、発行者名や書籍名などが最終ページまで記載されております。特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の答申については以上です。

続きまして、採択（案）についてご説明いたします。

まず、資料インデックス7番「平成23年度使用高等学校用教科書（案）」をご覧ください。表紙を1枚おめくりください。「1 採択する教科書」の覧の別紙一覧のとおり採択することをご提案いたします。なお、別紙一覧は、2枚おめくりいただいたところから記載してございます。

続きまして、インデックス8番「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書（案）」についてご説明いたします。

表紙を1枚おめくりください。「1 採択する教科書」の覧の別紙一覧のとおり採択することをご提案いたします。なお、別紙一覧は、そのページから1枚おめくりいただいたところから記載してございます高等学校用、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書教科書については以上でございます。

今田委員長

はい。所管課からの説明のとおり、高校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書教科書について、毎年採択を行うものでありますが、各委員からのご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

野木委員

よろしいでしょうか。

高等学校、あるいは特別支援学校につきましては、やはり非常に個別的に、随分差があると思いますので、このような形でやるのが非常にいいのではないかと思いますけれども、校長先生が出されたものと、この審議会が出したものの、それは校長先生が出されたものそのままでございますか。それとも違ったところがあるのでしょうか。

齊藤指導主事  
室長

今回、答申のほうに出されているものにつきましては、同じでございます。

野木委員

もう一点、よろしいですか。これ、毎年やっておりますよね。昨年とどれくらいの割合で教科書は変わっているのでしょうか。昨年と同じものになっているのか、それとも変わっているのか。変わっているとすれば、どれくらいの割合でどういう理由なのか、わかりましたらお願いいたします。

齊藤指導主事  
室長

はい。担当の指導主事から答えます。

永瀬指導主事 高校教育課の指導主事の永瀬と申します。具体的な数字ではお出ししていないのですが、教科によって変わっていないものもございまして、変わっているもののパーセンテージでいいますと、約2割から3割位は変わっております。その理由でございまして、やはり生徒の実態に合わせてその時々適切な教科書を選んでおりますので、それが主な理由になっております。

野木委員 ありがとうございます。

小濱委員 今の野木委員のご質問と関連しますが、それをもう少し長いタイムスパンで見た場合に、高校の教科書とか、特別支援学校の教科書などを選んでいくときに、例えば10年なり20年なりのタイムスパンで変わってきた傾向はございますか。

永瀬指導主事 高校では、例えば国語の教科書などでいいますと、その時々流行りのという語弊があるかもしれませんが、評論家の方というのがいらっしゃるという時代合った評論家の方の文章が掲載された教科書を選んでいく傾向にありまして、変わっていくといえますとそういう点が主な理由になっております。

小濱委員 割と時代の流れに、なるべく適応するような形で変わってきているということですか。

永瀬指導主事 はい。ですから、歴史の教科書は比較的長いスパンで、同じ教科書が使われているものが多いです。

小濱委員 はい。わかりました。どうもありがとうございました。

今田委員長 他にご質問等がなければ、採決を行います。まず、高校用教科書については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、高校用教科書については、原案のとおり採択します。次に、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、原案のとおり採択します。次に、「小学校用教科書の審議」に移ります。順次9教科11種目の教科書の審議を行います。採決はすべての教科の審議終了後に一括して行いたいと思います。まず、「国語」から説明をお願いします。

齊藤指導主事室長 それでは、小学校用教科書についてでございます。こちらにつきましては資料のインデックス6番「平成23～26年度使用 小学校用教科書答申」をごらんください。それでは、表紙を1枚おめくりください。まず国語のインデックスがついております。1枚おめくりいただきますと「小学校用国語」の答申でございます。小学校



国語は、文部科学省の教科書検定を通った「東京書籍」「学校図書」「三省堂」「教育出版」「光村図書」の5者です。

既に教育委員におかれましては、これまで教科書研究を十分に進めてきていただいておりますので、ここでは簡潔に御説明申し上げます。1ページをご覧ください。

このページでは、「教科書調査員報告書」に基づき「文部科学省教科書目録」に示された全ての小学校国語の教科書を「基本方針」の「採択の観点」に沿って、調査・研究した結果、5者の教科書の全体的特徴をまとめたものを示しております。

続いて、観点1～観点の8まで、観点ごとに教科書を調査・研究した結果、より適切と考えられる発行者を記載してございます。

なお、観点1につきましては、(1)～(11)まで「横浜版学習指導要領 国語科編」に基づく、教科の特色に沿った国語科独自の観点で調査・研究をした結果となっております。

では2ページ、観点1の(1)をごらんください。こちらでは「人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高め、思考力や想像力及び言語感覚を養う活動を通して、道徳教育の推進の基盤、道徳的心情や道徳的判断力を築くものである」教科用図書であることを、「互いの立場や考えを尊重し、豊かな心情を養うこと」という視点から分析して、全発行者が適切であると判断し、答申されております。

以下、同じような考え方で、小学校用教科書の分析を行っております。

観点1の(2)では、全発行者が、

観点1の(3)では、「三省堂」「教育出版」「光村図書」が、

観点1の(4)では、「東京書籍」「学校図書」「三省堂」「光村図書」が、

観点1の(5)では、「東京書籍」「三省堂」「光村図書」が、

観点1の(6)では、「東京書籍」「学校図書」「光村図書」が、

観点1の(7)では、「東京書籍」「学校図書」「教育出版」「光村図書」が、

観点1の(8)では、「東京書籍」「三省堂」が、

観点1の(9)では、「東京書籍」「三省堂」「教育出版」「光村図書」が、

観点1の(10)では、「東京書籍」「三省堂」「光村図書」が、

観点1の(11)では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」が、

観点2では、「光村図書」が、

観点3では、「学校図書」「三省堂」「教育出版」「光村図書」が、

観点4及び観点5では、全発行者が、

観点6では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」が、

観点7では、「東京書籍」「三省堂」「教育出版」「光村図書」が

観点8では、「東京書籍」「三省堂」「教育出版」「光村図書」がより適切であると答申されております。

15ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として「言語活動に即した表現の仕方を身に付け、目的や場面、相手に応じて使い分けること」

「国語科での言語活動の経験、身に付けた言語能力を自覚して、進んで他教科や実生活で活用していくこと」が、また、さらに発展的に学習させたい点としては、「家庭学習を含めた学習習慣の定着を図ること」や「自分の考えや意見をより確かにしていくこと」などが挙げられております。

以上が、国語答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員からのご意見・ご質問がございましたらお願いします。

中里委員	<p>国語の教科書、丁寧に読みました。ある教科書では涙が自然に出てくるほど、私の心が動いたお話もありました。心が描かれていたり、それから感情を大切にしたり、人の生き方や親子のあり方など、メッセージが伝わってくるものがありました。子供たちはこういう教科書をもとに学習していくのは本当に幸せだなと思いながら、丁寧に選びました。自分が目を通した後、もう一度答申も見直したわけですが、答申はよくできているなど、改めて感心させられました。</p>
奥山委員	<p>私も今回初めてのかかわりになりましたけれども、基本的には調査委員の専門家の皆様のご意見を十分読ませていただきまして、また教科書を具体的に並べてみる中で、やはり内容が、少しずつ違うということを実感させていただきながら、低学年では特に基本的な国語力だとか、言葉のおもしろさを伝える力というものがありやすく表現されていて、やはり国語の教科書、小学校の教科書は一生心に残るということがありますので、シンプルで創造性を広げられるような挿絵なども考慮させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
今田委員長	<p>日本語の持つ素晴らしさ、奥深さみたいなものを、わかりやすく、そしていろいろな工夫がされており、子供たちにもいろいろな工夫、日本語を勉強しながら生活に活かしていく、そういうスタンスが感じられるものがありました。国語には一番力が入っているように感じました。</p>
山田教育長	<p>本当に各社、よくできているなど全体的に思います。しかし、低学年と中学年、高学年、少しずつ見やすさ、訴えるところの整理とか、それぞれ各社工夫をされているなど思いましたけれども、やはり低学年、あるいは中学年、高学年は「何を指してどこまでいくんだよ」と、きちっと示されているのは、先生や児童生徒の方にとってもわかりやすく、勉強しやすいのかと、少しずつ違いがあるのかなと思ました。</p>
今田委員長	<p>では、よろしゅうございますか。それでは次に「書写」の説明をお願いします。</p>
齊藤指導主事 室長	<p>それでは、続いて「書写」のインデックスがついております1ページをお開きください。「小学校書写」の答申でございます。</p> <p>小学校書写は、「東京書籍」「学校図書」「三省堂」「教育出版」「光村図書」「日本文教出版」の6者です。</p> <p>観点1の(1)及び観点2では、全発行者が、  観点3では、「三省堂」「教育出版」「光村図書」「日本文教出版」が、  観点4では、全発行者が、  観点5では、「学校図書」「三省堂」「教育出版」が、  観点6では、全発行者が、  観点7では、「東京書籍」「学校図書」「教育出版」「光村図書」「日本文教出版」が、  観点8では、「東京書籍」「学校図書」「三省堂」「教育出版」「日本文教出版」がより適切であると答申されております。</p> <p>7ページの横浜市の児童の学習実態では、国語科の実態の中から、課題として挙げられる点として、「言語活動に即した表現の仕方を身に付け、目的や場面、相手に応じて、使い分けること」「身に付けた言語能力を自覚して、進んで他教科や実生活で活用していくこと」が示されております。</p>

また、発展的に学習させたい点として「家庭との連携の在り方を見直し、家庭学習を含めた学習習慣の定着を図る必要があること」が挙げられております。

以上が、書写答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

中里委員

工夫された教科書が全般的にありました。書くための姿勢も示されていたのですが、少し気になった点があります。文部科学省で平成15年5月に出た色覚に関する指導の資料の中で、色覚異常の頻度は男子生徒で5%、女子で0.2%とあります。現実的に自分のクラスには必ず1人か2人いるという前提のもとに、その子たちが不自由のない学習ができるようにという配慮が必要なわけですが、力の入れどころを示すのに、赤色と灰色の組み合わせで示されていたりしているのが何社かありました。色覚の異常のある子供にとっては非常に見えづらいのかなと思いました。その辺の配慮があることが今後望まれるかなという感じがいたします。

今田委員長

ご意見ございますか。よろしいですか。それでは小学校社会科の説明をお願いします。

齊藤指導主事  
室長

それでは社会のインデックスがついております1ページをお開きください。「小学校社会」の答申でございます。小学校社会は、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」「日本文教出版 小学社会」、これを「日本文教出版A」といたします。同じく「日本文教出版 小学生の社会」、これを「日本文教出版B」といたします。以上の5者でございます。

観点1の(1)では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」が、

観点1の(2)では、「教育出版」「光村図書」が、

観点1の(3)では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」が、

観点1の(4)では、「教育出版」「光村図書」が

観点1の(5)では、「東京書籍」「教育出版」が、

観点1の(6)では、「教育出版」「光村図書」「日本文教出版B」が、

観点1の(7)(8)及び(9)では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」「日本文教出版A」が、

観点2では、「教育出版」「光村図書」が、

観点3では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」「日本文教出版B」が、

観点4では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」「日本文教出版A」が、

観点5及び観点6では、「教育出版」「光村図書」が、

観点7では、「東京書籍」「光村図書」が、

観点8では、「教育出版」「光村図書」がより適切であると答申されております。

11ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として、「事実を確かにとらえ、自分の考えを表現できるようにするとともに、話し合いの中などで自分の考えを深めたり、自分の学んだことから類推してその意味などについて考えたりする活動をする、そのために問題解決的な学習を進めていくこと」「社会とのつながりや関連を意識しながら学習を進めていくこと」「地図の活用を通して、地名や位置などを、地理的、空間的にとらえ、関心を高めていけるようにすること」が示されております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「学んだことを日常の社会生活と関係づけて考えたり、自ら進んで社会に参画する態度を培ったりすること」「意識

的に地図帳の活用すること」が挙げられております。

以上が、社会答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

小濱委員

取扱審議会の答申を最大限尊重することは、当然のことでありまして、それから横浜版の学習指導要領の課題、これに適合するかどうかということに重点を置きまして、さらにそれに加えて、例えば6年生では歴史を勉強するわけですけども、この場合、この歴史というのは中学校へ行っても高等学校へ行っても学びますので、まず小学校では基礎中の基礎の学習をするということが大事です。特に私としては、教師が指導しやすいということと、それから家庭学習の重要性が今、非常に唱えられておりますので、児童生徒がその教科書を使って家庭学習しやすいということにポイントを置いて、検討させていただきました。

例えば地理でしたら、地図と地図帳と照らし合わせて家で充実した勉強ができるかどうか。その辺に重点を置いて考えていまして、そうすると、本文とそれからいろんな図版とかデータがきれいに整理されていることが結構重要なのではないかと考えました。

比較してみますと、中には大変内容豊富で、例えば歴史なら歴史好きな子にとっては大変おもしろいものだと感じられるものもありますが、例えばその教科書がレイアウトや本文と、それからフォントの違ったコラムがいきなり出てきてゴチャゴチャしてるとか、そのようなものも見られるなど思いました。これは少し、平均的な小学生の水準を考えた場合に、荷が重いのではないかなという感じもしました。それにかわるものとして、むしろ基礎をきちっと身につけるために、子供が取りつきやすいという観点を私は重視しました。大体そのようなところです。

今田委員長

ほかに何かご意見ありますか。よろしいですか。どうぞ。

山田教育長

社会科の教科書ですから、小学校の社会科は町の様子から始まり、基礎や歴史など非常に多岐にわたっていますので、ここで何を学ぶか、何を考えてもらうか、考えさせるかというのは、はっきりしていたほうがいいのかと思います。それと小学生になるわけですから、絵本の世界からいわゆる教科書の世界へ入っていく点でサイズもいろいろありますし、あと1冊にまとまっているもの、分冊になっているものもあるので、特に高学年の場合は、復習とか予習とかという意味もあるのでしょうから、できれば、重さの関係とか、大きさの関係もあるので、予習復習しやすいものがあるのかなというようなことを若干、体裁としては思いました。以上です。

今田委員長

考えながら学ぶというか、歴史を学ぶに当たって知識を深めていくという工夫がされている教科書がありました。読んでいて当時の状況がイメージしやすい。そういう工夫がされている教科書がありました。いろいろ、それぞれ工夫されているのでしようけれども、そういうものが印象深く思いました。

中里委員

社会の教科書、各社ともそれぞれ違いがあるのですが、どこもととも工夫されていました。言語活動の充実ということで、レポートを書く場面も設定していました。学習の目的がきちんと明確に表現されていたり、子供たちが自ら進んで学習をしやすいような教科書が随分増えてきたなと感じました。

奥山委員

3、4年生に関しては、本当に身の回りのことから地域や社会システムに関心を

広げられるように、かなり協力して調べたりするところが増えているなど思いました。6年生の後半で学ぶ現代のところなどは、福祉の事業などの紹介もあり、新しい分野の取り組みも入れていただいているなどというふうに評価させていただきました。

一方、6年生の歴史は、本当に小学生にとって、これだけの分量は大変だなと思いつつ、どこまで提供すべきかということについては非常に私も悩みました。ですが、基本を押さえつつ、発展して読み込みたい人たちも多少資料的なものが演繹的にまとめて掲載してあるなど、選択できればいいのかなと思いました。以上です。

今田委員長

よろしゅうございますか。それでは社会を終えて、次に地図のほうにいきたいと思います。

齊藤指導主事  
室長

地図のインデックスがついております 1 ページをお開きください。「小学校地図」の答申でございます。

小学校地図は、「東京書籍」「帝国書院」の2者でございます。

観点1の(1)では、「帝国書院」が、

観点1の(2)では、全発行者が、

観点1の(3)では、「帝国書院」が、

観点1の(4)では、全発行者が、

観点1の(5)及び(6)では、「帝国書院」が、

観点2及び観点3では、全発行者が、

観点4及び観点5では、「帝国書院」が、

観点6及び観点7では、全発行者が、

観点8では、「帝国書院」がより適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童の学習実態では、社会科の実態の中から、課題として挙げられる点として、「意識的に地図を使用することにより、地名やその位置などを、地理的、空間的にとらえ、関心を高めていけるようにする必要があること」が示されております。また、さらに発展的に学習させたい点として、「意識的に地図帳を活用すること」が挙げられております。

以上が、地図答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明は終わりました。ご意見、ご質問ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、地図の次に算数についてお願いをいたします。

齊藤指導主事  
室長

算数のインデックスがついております 1 ページをお開きください。「小学校算数」の答申でございます。小学校算数は、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「教育出版」「啓林館」「日本文教出版」の6者です。

観点1の(1)では、「東京書籍」が、

観点1の(2)では、「東京書籍」「大日本図書」「教育出版」が、

観点1の(3)では、「大日本図書」「教育出版」が、

観点1の(4)では、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」が、

観点1の(5)では、全発行者が、

観点1の(6)では、「東京書籍」「大日本図書」「教育出版」「日本文教出版」が、

観点1の(7)では、「東京書籍」「日本文教出版」が、

観点1の(8)、(9)及び観点2では、全発行者が、

観点3では、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「教育出版」が、

観点4では、「東京書籍」「大日本図書」「教育出版」が、  
観点5では、「東京書籍」「教育出版」「日本文教出版」が、  
観点6では、「東京書籍」「大日本図書」「教育出版」が、  
観点7では、「東京書籍」「教育出版」が、  
観点8では、「東京書籍」「教育出版」「啓林館」がより適切であると答申されて  
おります。

13 ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として「表  
現力に課題があることから、言語活動を重視した学習活動を取り入れる必要がある  
こと」「解決方法を関連づけながら、一般化する見方を育成する必要があること。」  
「他教科や日常生活との関連を図りながら実際に算数を活用する場を意図的・計画  
的に位置づけること」が示されています。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「数量や図形の意味を実感をもっ  
てとらえるようにしたり、言葉や数、式、図などを使って自分の考えを表現したり  
できるようにすること」「既習事項をいかに活用したらよいかを考える場面を設定  
し、発展的に問いつける授業展開を重視していくこと」が挙げられております。

以上が、算数答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

野木委員

算数といいますと、最初はみんな好きですが、だんだんわからなくなっていく。  
そしてどこかでつまずいてしまうと、もうその後できなくなってしまうという典型  
的な教科であろうと思います。ですから、数字というものの概念が、生活ときちっ  
と合うとか、それからイメージができるという、そのようなことを非常にわかりや  
すく説明しているもの、特にグラフを利用したり、ケーキを切ったり、そのような  
ことですね。その辺のことをいろいろ随分工夫されているのを、私はかなり尊重さ  
せていただきました。

小濱委員

算数、これは数学につながっていくわけですね。大変数学というのは系統的かつ  
厳密な学問でありまして、そういう厳密さ、系統性というようなことも、やはりこ  
れは低学年から、きちんとその特質をしっかり身につけていくことを重んじたいと  
私は思いました。例えば、定義づけに関して、円なら円という図形の定義をどのよ  
うにしっかりしているか。これは、低学年でやるわけですがけれども、中学年です  
か、でも、やはり定義というものは非常に大事であるということです。そのよう  
にしっかりと学年が低い時期から厳密に頭に入れていくということが、小学校から  
中学校へのスムーズな連携につながるのではないかと思います。

先ほどの野木委員のお話もありましたように、つまずきやすい科目ですので、特  
に小学校から中学校に入るときに、急に難しくなり、そこでつまずいてしまう生徒  
が多いんです。ですから、小学校から中学校への連携ということが大変大事ではな  
いか。これは、小学校の教科書、1年から6年までの内部で見るとどのようになる  
かといいますと、やはり発達段階に合わせて、下から上に上がっていくにしたがっ  
て、順にスパイラル的というのでしょうか、系統的に学べるようになっていくか  
どうかということを、私は重んじたつもりでございます。

中里委員

会社にもよるのですけれども、他の教科と関連づけて、特に理科と関連づけて題  
材を取り上げているのもありました。基本的には教科書というのは大事に子供たち  
には扱ってほしい。分からなくなったならば去年の教科書、その前の教科書を見返  
して、分からないことをクリアして乗り越えてほしいと思います。ましてや算数は

そういう面があります。スパイラルな学習が非常に大事なのですけれども、教科書を見ますと、教科書に書き込むようになっていたりとか、切り取るようになっていたりとか、ちょっと私の中では若干気になります。基本的には大事に扱ってほしいな、と思います。昔は、表紙やカバーをして、できるだけ大事に使い、みんなが気をつけていましたが、そういう扱いをするものではないかと私は感じました。

今田委員長

特に数学の場合は、どの学問もそうなのでしょうけれども、集中力というか、コンセンレーション、落ちつきを求められる学問かなと思います。そういう意味でいくと、教科書そのものの中に、ある種の落ち着いたつくりというものがあるのではないかと、好ましいのではないかなというふうに私は感じました。では、算数の議論はよろしゅうございますか。

小濱委員

一般に算数は各社とも力が入っていているように、私は思いました。

今田委員長

では、よろしゅうございますか。それでは理科をお願いします。

齊藤指導主事  
室長

それでは理科のインデックスがついております1ページをお開きください。「小学校理科」の答申でございます。

小学校理科は、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「教育出版」「信濃教育会」「啓林館」の6者です。

観点1の(1)では、「東京書籍」「大日本図書」が、

観点1の(2)では、「東京書籍」「学校図書」「教育出版」「啓林館」が、

観点1の(3)では、全発行者が、

観点1の(4)では、「大日本図書」「学校図書」「啓林館」が、

観点1の(5)及び(6)では、全発行者が、

観点1の(7)では、「大日本図書」「啓林館」が、

観点1の(8)及び(9)では、全発行者が、

観点2では、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「啓林館」が、

観点3では、全発行者が、

観点4では、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「教育出版」が、

観点5では、「東京書籍」「大日本図書」「啓林館」が、

観点6では、「大日本図書」「教育出版」「啓林館」が、

観点7では、「大日本図書」「啓林館」が、

観点8では、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」がより適切であると答申されております。

13ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として、「観察、実験のような直接体験を重視したわかりやすい授業を心がける必要があること」「観察、実験をしっかり行い、一人ひとりが結果を整理し考察する学習活動を通して、知識、技能を確実に身に付ける必要があること」「科学的な思考力を育てる必要があること」が示されております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「児童が問題をつくる場面を設け、主体的に学習を進められるようにすること」「理科学習を通して科学技術への関心を高めること」「学習した知識や技能を活用し、生活の場につなげて考え行動する力を身に付けていくこと」が挙げられております。

以上が、理科答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

小濱委員

理科の場合、今のご説明にも盛んに強調されておりましたとおり、観察と実験、これが重視されなければならないと思います。それと、あと生活、身の回りの生活との関係ですね。そういうことがよくわかるような教科書というところに重点をおきますと、書かれている内容もさることながら、例えばサイズの問題で、書き込みをしやすいというようなことも重要じゃないかなと。余白がかなり大きいとかですね。教科書に書き込んでいいのか悪いのかという問題はあるかと思いますが、私は書き込んでも構わないと思います。教科書に書いてあることで、例えば実験のやり方が書いてあれば、自分たちが実験やり、その結果こうだったというようなことをメモできるみたいな。そういうところを重要視したいなという観点で、私は見ました。

野木委員

理科の学習というか、中学校は別なのですけれども、小学校の場合ですと、小学校の先生は全教科を教えなければなりません。理科というのは、先生で、得意な方が少ないというように聞いておりますので、私自身は先生が教えやすいというか、先生がまず理解しやすい、教え方によってもコロッと変わってしまうという意味ではなくて、なるべく平易に先生が教えられることができるような教科書というのに、私の視点を置きました。

だから、よく考えさせましようといつて、途中で、何というかブラックボックスを入れてするようなどころがありますが、そういうのは、かなり先生しんどいと思います。どこか一部にあるのはいいのだけれど、この理科、特に第一分野は、原理原則が多いので、原理原則がしっかりと書かれている。それは別に隠さなくてもバンと出ていてもいいのではないかと、そういう観点から選びました。

山田教育長

先ほどの算数もそうなのですが、学習を進めていくと、特殊特別な事象から概念化されて、一般化されて、ペイントされていくみたいに、大体学習とはそのようなものだと思うのですが、そのときに、小学校で教わったこれが、その数式だとか、この現象だとか、物理だったら物理の現象につながって、予測したり、想像したり、特に理科の場合は、非常に子どもたちの関心もある意味引きやすい部分でもありますので、将来の創造性につながるような構成をされている教科書がいいなと思います。

奥山委員

同じですね。やはりどうしても高学年になると苦手意識が増してくる教科だと思います。生活に関係があるとか、科学的な見方というものを、やはり興味関心を引くような内容にしていかないと、中学校に入学したら個別、具体的、そしてもっと抽象化して考えなくてはいけないということですので、小学校のうちはとにかく興味や関心を、身の回りとも関連づけて見ていけるような、そういう教科書を尊重したいと思いました。

今田委員長

専門家として何かご意見はありますか。

中里委員

ほかの教科もそうですが、特に理科とはわくわくするものですし、生活に密着したものです。新しいことを知ることによって、ものすごく達成感があり、学習の意欲が高められる教科だと私は信じています。

ただ、残念ながら理数離れというか、だんだん苦手になってくる現実が非常に残念で仕方がないです。多くの子供たちに理科が好きになってほしい。興味関心に始まって興味関心で終わるのであれば、それは学習の深まりにはならないわけで、じっくり考え深めていくという部分とのバランスが大事なんだろうと思います。その



トレーニングがもう小学校から入っていて、その考える力がその後のいろんな学習に影響が及んでくる、大事な教科だと思っています。

教科書全部見ましたけれども、どの社も工夫はされていますけれども、一貫して中学校の学習につながっていく教材がきちんと考えられているものがありました。

それから、実験が本当にわかりやすく、その写真を見ただけでやりたくなるような、そういうわくわくするような気持ちを起こさせるような解説もありました。

今田委員長

それでは次に、生活の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事  
室長

生活のインデックスがついております1ページをお開きください。「小学生生活」の答申でございます。

小学生生活は、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「教育出版」「信濃教育会」「光村図書」「啓林館」「日本文教出版」の8者でございます。

観点1の(1)では、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「教育出版」「光村図書」「啓林館」「日本文教出版」が、

観点1の(2)には、「東京書籍」「教育出版」「日本文教出版」が、

観点1の(3)では、「教育出版」「光村図書」「日本文教出版」が、

観点1の(4)では、「東京書籍」「教育出版」「光村図書」「啓林館」「日本文教出版」が、

観点1の(5)では、「東京書籍」「教育出版」「信濃教育会」「光村図書」「日本文教出版」が、

観点1の(6)については、全発行者が、

観点1の(7)では、「教育出版」「信濃教育会」「光村図書」「啓林館」「日本文教出版」が、

観点1の(8)及び(9)では、全発行者、

観点1の(10)では、「東京書籍」「学校図書」「教育出版」「信濃教育会」「光村図書」が、

観点2では、「東京書籍」「大日本図書」「学校図書」「教育出版」「光村図書」「啓林館」「日本文教出版」が、

観点3では、「大日本図書」「学校図書」「信濃教育会」「光村図書」「日本文教出版」が、

観点4では、「東京書籍」「学校図書」「教育出版」「信濃教育会」「光村図書」「啓林館」が、

観点5では、全発行者が、

観点6では、「東京書籍」「信濃教育会」「光村図書」「日本文教出版」が、

観点7では、全発行者が、

観点8では、「学校図書」「光村図書」「日本文教出版」がより適切であると答申されております。

11ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として、「自分の思いや考えを、表現したり、伝えたりする活動場面の中で、具体的な物や写真などを活用し表現しやすい場の設定を効果的に行う必要があること」「多様な地域や家庭で生活する児童のさまざまな実態から、多様な個性・能力・特性を活かす教育活動を計画したり、個に応じた支援を展開していく必要があること」が示されております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「地域の人や地域の自然との関わりを大切にし、地域で育つ、地域を愛する児童に育つようにすること」「幼保小の

連携や3年以降への繋がりを大切に考えられるようにすること」「活動や体験を通して、自分のよさやまわりの友だちのよさに気づき、さらに意欲的に学習したり、生活したりできるような学びの継続が図れるようにすること」が挙げられております。

以上が、生活答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。ご意見・ご質問ございましたらどうぞ。

奥山委員

はい。低学年1・2年生向けの教科ということで、ここでも幼保との連携や、高学年、中学年との連携のことが出ておりますけれども、やはり幼稚園、保育園、保護者が施設に連れて行くというような状況から一人で歩いて学校に行くようになるという中では、やはり学校にまずなじんでいく、それから学校が楽しい、わくわく感がある、そして家から学校までの間に地域を通過して学校に通うっていう、社会が広がっていく部分で、非常に大事になってくる教科なのかなと思っております。

自分たちの周りが広がっていく、そういうところに興味関心が持て、さらに中学年の社会や理科に継続的に発展していく。そういうところを尊重して選びたいと思います。

小濱委員

今の奥山委員と大体重なって、ほとんど同じなのですけれども、幼稚園、保育園からの連続性ということは非常に大事だと思います。遊びの要素が多かった幼児教育の段階から、いかにして勉強、学習としての科目というふうに関連させていくかという点ですね。

そして、身の回りの自然に対する興味とか、社会に対する興味、そういうものをいかに引き立てるようになっていくかということで、先ほど中里委員が理科に関して、わくわくさせるようなということを強調なさいましたけれども、いわばその準備段階にあたるわけですから、理科にもまして、小さい子どもですから、子どもたちがいかにわくわく感をかき立てられるかということが非常に大事だと思います。

そういう意味から言いますと、この生活科ではビジュアル面というのを私は尊重したいと思います。つまり、きれいな写真や、子どもたちが実際に活動している部分が非常に大きな画面で取り入れられていて、それを見ると、「わあ、何かこれ自分たちのやってることと同じじゃん」みたいに、非常に親しみが湧くということがあると思います。それが非常に大切だなという感じを私は持ちました。そういう観点で選びました。

今田委員長

それでは次にまいります。それでは音楽の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事  
室長

音楽のインデックスがついております1ページをお開きください。「小学校音楽」の答申でございます。

小学校音楽は、「東京書籍」「教育出版」「教育芸術社」の3者です。

観点1の(1)では、「教育出版」が、

観点1の(2)では、「教育出版」「教育芸術社」が、

観点1の(3)では、「教育出版」が、

観点1の(4)では、「教育芸術社」が、

観点1の(5)では、全発行者が、

観点1の(6)では、「教育出版」が、

観点1の(7)では、「教育出版」「教育芸術社」が、

観点2では、「教育出版」が、

観点3では、全発行者が、  
観点4では、「教育芸術社」が、  
観点5では、「教育出版」「教育芸術社」が、  
観点6では、「東京書籍」「教育出版」が、  
観点7及び観点8では、「教育出版」「教育芸術社」がより適切であると答申されております。

9ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として、「歌唱や器楽の演奏では、全体の音を意識し、聴きながら演奏すること」「互いの音楽表現を聴き合い、高め合う場面で、言葉だけでなく自ら歌ったり演奏したりして、相手に伝えられること」「音楽作りでは声や体全体を使った表現をさらに高めること」「鑑賞では、音楽を形づくっている要素について、曲想を全体的にとらえること」が示されております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「リコーダーで自らアンサンブルに取り組んで演奏を楽しめるようにすること」「曲に合った声や音色で演奏できるように、聴く力を高めること」が挙げられております。

以上が、音楽答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

説明が終了しました。ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

山田教育長

楽器の使い方や歌など、全体的にバランスがいいものいいなと思いました。例えば歌が発生した地域とか時代とかありますが、それが想像できるような、全国的にバランスのとれた、北から南までどちらかに偏るのではなくて、この歌はこの地域でこの時代にできたとか、そういうものを教えて、あるいはそれを自分で演奏するような、そういう教科書がいいなと思いました。

今田委員長

よろしゅうございますか。それでは次に入ります。図画工作です。

齊藤指導主事  
室長

図画工作のインデックスがついております1ページをお開きください。「小学校図画工作」の答申でございます。

小学校図画工作は、「東京書籍」「開隆堂」「日本文教出版」の3者です。

観点1の(1)では、「東京書籍」「開隆堂」が、

観点1の(2)では、全発行者が、

観点1の(3)では、「開隆堂」が、

観点1の(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)では、「開隆堂」「日本文教出版」が、

観点2、観点3及び観点4では、全発行者が、

観点5では、「東京書籍」「開隆堂」が、

観点6では、「開隆堂」「日本文教出版」が、

観点7では、「東京書籍」「日本文教出版」が、

観点8では、「開隆堂」がより適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として、「鑑賞の能力については、より豊かに、さまざまな対象に目を向け、感じ取ったり、それを言葉にしたりして、友人と交流を深め、つくり出す喜びを味わうことができるようにすること」「実生活と連動した造形体験を重ねていく必要があること」「イメージを豊かにする経験を生活の中に位置づけていくこと」が示されております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「1つの題材を常に発展的に取り扱っていくこと」「自分の住む町と図画工作の学習をつなげて考えられるようにすること」が挙げられております。

以上が、図画工作答申でございます。よろしくご審議お願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。ご意見・ご質問ございましたらどうぞ。よろしいですか。

中里委員

教科書を全部見ましたけれども、子供たちの学ぶ意欲とか創造力とか、そういうのに重点を置かれた感がいたしまして、教科書会社によって余り差が感じられなかったのです。指導者から何かを学んでひとり立ちしていくためには、昔から、「守」、「破」、「離」という順に段階を踏んで進んでいくといわれています。「守」はひたすら学ぶ時期、「破」は教えの言葉から抜け出して真の意味を会得する時期、「離」は形にとらわれず自由に飛躍する境地の3段階にあるといわれています。

有名なピカソも「青の時代」、要するに20代までは非常にこう、基礎的なデッサンとか、非常に基礎的なトレーニングを行い、それから後、だんだん自分独自の世界を築き上げたので有名なのですけれども、美術というのはやはり、子供たちに美しいもの、より素晴らしいものを見せて、こういうものを描きたいとか、こういう題材に取り組みたいとか、意欲をかき立てられるような教科書を望むところなのです。残念ながら、各社とも全般的に子供の作品にあふれてはいますが、メッセージが伝わってこない。何を学ばせたいのかというメッセージが残念ながら伝わってこないというのが実感でした。

今田委員長

先生、いかがですか。

小濱委員

はい。中里委員のお考えと大体重なるのですけれども、やはり美術というのは非常に伝統を大切にしないではいけない科目だと思います。小学校の場合には、むしろそれよりは実績的に自由なものを作ることが重んじられた傾向があるでしょうけれども、率直に申し上げますと、3冊の教科書とも私の観点では不合格かなみたいな気がします。

それは大体2点に絞られると思いますが、1つは古典の美しさというようなものからのつながりです。模範作品のようなものが余り取り入れられていないという点が1つです。もう一つは、美を生み出すときには、すぐれた作品を模写したり、例えば色のまぜ方とか、そういう基礎的な技法のようなことが非常に大切だと思います。余りそういう点が入り入れられていなくて、みんなで自由に何か描こうね、身近な材料を持ち寄ってきて、集めてこう作りましょうというのが多いです。これは今、この教科書に関して注文をしても無理だと思いますが、これからの課題として、もう少し古典的なものを大切にしてもらいたいですね。その古典的なものを実際に実践に活かしていくためには、小学校の段階からごく基礎的な技法の練習を取り入れていただきたいなという感じがいたします。

多分、今後の課題ではないかと思います。今の技術のコンセプトは、現代アートのコンセプトを教育の中に取り入れすぎていて、非常に席けんしている部分があります。現代アートと古典とどちらがいいのかというのは、いろいろ人によって評価が違いますが、あくまでも古典からつながってきて現代アートに至っているわけですから、そういう意味合いでいいますと、現代アートの部分ばかりが重んじられ、美術というもののコンセプトが、やはり印象派からそれ以降、変わっています。

何か「おもしろいものがないんだ」みたいに、変わったところがあるので、そのところはもう少し考え直してもいいのではないかなと思いました。

セカンドワーストやサードワーストというんですか、の中から選ぶということ

考えました。はい。以上です。どうも長くなりまして。

今田委員長

私も意見ありますけれども、お二人が言われたのに、もう包括されていますので、ほかにございませぬ。

それでは、次に家庭の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事  
室長

家庭のインデックスがついております。1ページをお開きください。「小学校家庭」の答申でございます。

小学校家庭は、「東京書籍」「開隆堂」の2者です。

観点1の(1)では、全発行者が、

観点1の(2)では、「開隆堂」が、

観点1の(3)、(4)、(5)、(6)及び観点2では、全発行者が、

観点3では、「開隆堂」が、

観点4、観点5、観点6、観点7及び観点8では、全発行者が適切であると答申されております。

7ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として、「生活経験が十分でなく、家族や衣食住の営みを意識して生活している児童が少ないこと」「家庭実践を継続している児童が少ないこと」「児童が基礎的・基本的な知識及び技能を無理なく身に付けられるようにすること」が示されております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「学んだことを活用する場面を設定した学習をすること」「目的意識、相手意識をもって学習することで、家族の中で成長する自分を実感できるようにすること」「生活への感性を高めたり、生活に関する言葉を実感を伴って理解できるようにすること」が挙げられております。

以上が、家庭答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明は終了しました。ご意見・ご質問ございましたらどうぞ、よろしいですか。

それでは次に、最後になりますが保健の説明をお願いいたします。

齊藤指導主事  
室長

それでは、保健のインデックスがついております1ページをお開きください。「小学校保健」の答申でございます。

小学校保健は、「東京書籍」「大日本図書」「文教社」「光文書院」「学研教育みらい」の5者です。

観点1の(1)では、「東京書籍」「光文書院」が、

観点1の(2)では、全発行者が、

観点1の(3)では、「東京書籍」「大日本図書」「光文書院」が、

観点1の(4)では、全発行者が、

観点1の(5)及び(6)では、「東京書籍」「学研教育みらい」が、

観点2では、「大日本図書」「文教社」「光文書院」が、

観点3では、「東京書籍」「光文書院」「学研教育みらい」が、

観点4、観点5及び観点6では、全発行者が、

観点7では、「東京書籍」「学研教育みらい」が、

観点8では、「東京書籍」「大日本図書」「光文書院」がより適切であると答申されております。

9ページの横浜市の児童の学習実態では、課題として挙げられる点として、「課題解決のための適切な方法を選んだり、具体的な手立てを講じたりする力を身に付けること」「物事を多面的にとらえられるようにすること」「情報を取捨選択する

処理能力が必要なこと」「言語スキルを向上させること」「健康課題を解決することのよさを実感すること」が示されております。

また、さらに発展的に学習させたい点として、「『わかる・できる』といったことへの欲求が高いことから、科学的な知識をさらに身に付けるようにすること」「課題解決を進めていく中で重要な表現力をさらに伸ばすようにすること」が挙げられております。

以上が、保健答申でございます。

なお、以上で各種目の答申の説明は終了でございますが、採択の様式についてご説明をさせていただきます。

今田委員長

保健の質問がまだですが。

齊藤指導主事  
室長

こちらで採択の様式について、先にご説明をさせていただいて、その後、あわせて保健の答申についてご審議いただくということでお願いしたいと思っております。

資料のインデックス9番をご覧ください。採択の様式のご説明をさせていただきます。これから教育委員により採択をされます小学校用教科書の各教科の発行者を、インデックス9番にあります様式に整理させていただくことをご提案させていただきます。

それでは大変申し訳ございませんでした。保健答申とあわせてご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

今田委員長

まず、保健について何かご質問がありましたらどうぞ。

では、保健のほうは質問がなしということでよろしいですか。

齊藤指導主事  
室長

では、もう一度改めてご説明をさせていただきますので、大変申し訳ございませんでした。

採択の様式についてでございます。資料のインデックス9番をご覧ください。こちらに、これから教育委員の皆様方に採択をしていただきます小学校用教科書の各教科の発行者を、そちらのインデックス9番にあります様式に整理をさせていただくということ、ご提案させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今田委員長

今言っているのは決まった時点でということですか。

齊藤指導主事  
室長

そういうことでございます。この後、採択が終了した時点で、採択をこういう形でしましたという様式についてのご提案をさせていただくことでございますので、よろしくお願いいたします。

今田委員長

ここで一応、各教科の審議が終了いたしました。すべての教科の審議が終了しました。これより採決を行います。

採決の方法については、教育委員会会議規則第27条に基づき、無記名投票による方法が適当と考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、無記名投票といたします。採決の決し方についての法律の規定につい

て、事務局から説明をお願いします

高橋総務課長 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第3項の規定によりますと、「教育委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」と規定されています。以上でございます。

今田委員長 それでは、説明があったとおり法律の規定を準用することとしますが、よろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、そのようにいたします。投票の方法について事務局から説明をしてください。

高橋総務課長 はい。これから委員の皆様にご投票用紙を配付いたします。各教科ごとに採択すべきと思う発行者名の欄に1カ所○をおつけください。書き損じがあった場合には、○の上から二重線で訂正をした上で、新たに○をおつけください。全教科の記入が終わりましたら、事務局が投票箱を持って席を回りますので、投票用紙を投票箱にお入れ下さい。以上でございます。

今田委員長 それではまず、投票用紙を事務局に配付させます。

事務局 <投票用紙の配付>

今田委員長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

<確 認>

各委員 はい、ございません。

今田委員長 それでは、記入をお願いします。

各委員 <記 入>

今田委員長 それでは、記入がお済みかご確認をお願いしたいと思います。それでは投票を行います。まず事務局に投票箱をあらためさせます。

事務局 <投票箱がカラであることを確認>

今田委員長 それでは、これより投票を開始します。事務局が投票箱を持って回りますので、投票用紙をお入れ下さい。

各委員 <投 票>

今田委員長 投票漏れはございませんね。

各委員 <確 認>

今田委員長　　これで投票を終了いたします。それでは直ちに開票を行います。集計が終わるまで、しばらくお待ちください。

事務局

＜集 計＞

今田委員長

それでは、集計の結果を報告いたします。  
国語は、光村図書6票、よって、光村図書といたします。  
書写は、教育出版4票、光村図書1票、日本文教出版1票、よって教育出版といたします。  
社会は、教育出版1票、光村図書5票、よって光村図書といたします。  
地図は、帝国書院6票、よって帝国書院といたします。  
算数は、東京書籍5票、教育出版1票、よって東京書籍といたします。  
理科は、東京書籍1票、大日本図書4票、学校図書1票、よって大日本図書といたします。  
生活は、光村図書5票、日本文教出版1票、よって光村図書といたします。  
音楽は、教育出版4票、教育芸術社2票、よって教育出版といたします。  
図画工作は、開隆堂4票、日本文教出版2票、よって開隆堂といたします。  
家庭は、東京書籍3票、開隆堂3票、よって、同数ですが開隆堂といたします。  
保健は、東京書籍4票、光文書院1票、学研教育みらい1票、よって東京書籍といたします。  
以上です。確認のため、事務局から小学校図書の結果について報告をお願いいたします。

篠崎委員会担当係長

それでは確認させていただきます。国語…光村図書、書写…教育出版、社会…光村図書、地図…帝国書院、算数…東京書籍、理科…大日本図書、生活…光村図書、音楽…教育出版、図画工作…開隆堂、家庭…開隆堂、保健…東京書籍。以上でございます。

今田委員長

以上のとおり、決定してよろしいでしょうか。

各委員

＜了 承＞

今田委員長

それでは、小学校用教科書については以上のとおり採択します。  
本日の審議案件は以上です。  
本日の教育委員会定例会をこれで閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時10分]